

## 令和6年度「高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る未来を 生き抜くためのエージェンシー育成プログラム委託に関する提案書作成要領

この要領は、令和6年度「高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト」に係る未来を生き抜くためのエージェンシー育成プログラム業務を委託するに当たり、総合的な審査により受託者を選定することを目的とし、提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加者は、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書を確認の上、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

### 1 提案方法

#### (1) 提案内容

提出された書類に基づいて評価を行い、記載内容に応じて採点するため、提案内容、提案理由などを具体的に、かつ本県の要求を実現できる提案を、余すことなく記述すること。

提案内容は、全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的であること。

定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記載すること。

#### (2) 提出書類及び提出部数

審査に必要な書類として、任意の様式にて次の書類を提出すること。

- ・提案書（添付書類も含む） 計6部（正本1部及び副本5部）
- ・見積書（任意様式） 計6部（正本1部及び副本5部）

### 2 提案書の作成について

#### (1) 規格等

ア 提案書はA4版（両面印刷）とし、縦置き、日本語で横書き（横綴じ）とすること。

ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 文字の大きさは、注釈等を除き、原則として11pt以上を使用すること。

ウ 使用するフォント及びページデザインについては特に指定しない。

エ 企画提案書の正本1部については、多色刷りを可とするが、審査の公正を期すため、副本5部については、白黒印刷とすること。なお、実施体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社又は当団体等」と記載すること。

オ 審査の公正を期すため、提案書の副本5部については、会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる情報を記載しないこと。

なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社又は当団体等」と記載すること。

カ ページ番号は目次を除き通し番号とし、ページ番号は各ページの下部中央に印字すること。

キ 製本、糊付け等は必要ないが、散逸しない形で提出すること。

#### (2) 企画提案書について

- ア 企画提案書は、1者1案とする。
- イ 企画提案書は、スケジュール及び実施方法を具体的に記載すること。
- ウ 育成を目指す資質・能力を向上させるための探究活動であることを踏まえた内容とし、その意図を具体的に記載すること。
- エ 提案書の記載内容に不整合があった場合には、発注者に有利な記載内容を正しいものとみなす。

(3) 見積書について

- ア 見積書の様式は任意様式とし、宛名を**広島県教育委員会教育長宛**とすること。
- イ 内訳が分かるように記載すること。
- ウ 本業務に係る所要経費を全て見積もること。また、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。
- エ 金額は消費税込みの額を記入すること。

### 3 提案書評価基準

審査項目	審査基準及び記載内容	点数	係数	評価点
①遂行能力	実績やノウハウ、業務遂行能力があること。 ・実施年度、業務名、業務概要、参加者数、発注者等を記載すること。	5	2	配点10
②業務内容	ア 業務を実施するにあたっての基本的な考え方や業務のポイント等が本業務の趣旨、目的及び対象者を踏まえたものであること。 ・業務の趣旨、目標を踏まえた上で、企画提案すること。 ・価値観や関心、学力等が異なる多様な対象者の実態を考慮した企画提案とすること。	5	2	配点10
	イ 提案内容が業務の目的に合致しており、本業務で育成を目指す資質・能力の向上につながる取組であること。 ・生徒への指導・助言や成果普及を行うための手法（テーマ設定、グルーピング、評価方法等）や工夫を具体的に提案すること。 ・育成する資質・能力や開催スケジュール（日程）等の設定について具体的に提案すること。 ・業務責任者（コーディネーター）やメンター等について、幅広いテーマの専門的な知識及び経験を有する者を選定すること。	5	4	配点20
③実施体制	業務実施体制が妥当であり、実施スケジュールも実現可能なものであること。 ・業務実施に向けた役割分担等の人員体制及び工程を、具体的に記載すること。	5	1	配点5
④見積価格	所要経費の明細は明らかになっており、価格に妥当性があること。なお、事業予算額を超えた場合は失格とする。 (提案上限額：8,000千円)	5	1	配点5
合計点数				50点

#### 4 その他

提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。

なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。